

令和6年度 第1回中野区文化財保護審議会 議事要旨

1 開催日時

令和6年8月22日(金) 14時から15時20分

2 開催場所

中野区役所1階 ミーティングルームA

3 出席者

委員：大石学、内田青蔵、松原智美、山崎祐子、渡辺丈彦（敬称略）

事務局：区民部 文化振興・多文化共生推進課

（高村部長、富士縄課長、佐藤文化財担当係長、比留間学芸員、
藤掛学芸員、小林主事）

4 傍聴者

3名

5 報告事項

（1）旧中野刑務所正門周囲の遺構について （資料1）

（2）区内文化財の取り扱いについて（進捗報告） （資料2）

（3）山崎家書院・茶室について （資料3）

6 公開の可否

公開

・配付資料

資料1 旧中野刑務所正門移築・修築工事に伴い検出された遺構について

資料2 区内文化財の取り扱いの考え方について

資料3 山崎家書院・茶室の今後の取り扱いについて

1 報告事項

(1) 旧中野刑務所正門周囲の遺構について

・事務局

資料1「旧中野刑務所正門移築・修築工事に伴い検出された遺構について」に基づき、説明。

・委員

議会等に対し、この資料の内容は将来的に公開されるのか。

・事務局

将来的には公開することになると考える。

・委員

十字舎房だが、原位置で門以外の遺構や構造物が見つかったのはこれが初めてか。

・事務局

これまでの調査では初めてである。

・委員

刑務所内の概略図はあるが、原位置で十字舎房の南の位置が分かったことは、今後正確な復元をするうえで良い発見だったと思う。これは3次元などのデータ化はしたのか。

・事務局

簡易的な2点間、3点間測量のみを行った。

・委員

簡略であってもデータは取ったということか。

・事務局

そうである。

・委員

十字舎房（十字放射状に配置される獄舎）について、資料の図だけでは分かりづらいので、当初の位置図と重ねた図があった方が良い。

・委員

十字舎房が刑務所の塀の位置に思ったよりも近いと感じた。

・委員

今後、検証してほしい。

・事務局

私自身も概略図とは異なると思った。ただ、塀に対して斜めに位置づけられており、十字舎房だと思われる。今後、検証が必要である。

・委員

基礎があることから、動かした可能性はないのか。

・事務局

それは不可能だと思う。

・委員

正式報告が出るときに、これら遺構について考察的なものが書かれることになるのか。

・事務局

本格調査の報告書とは別だてで報告書をつくることになると思う。門の曳家後の展示に反映させたい。

・委員

待避壕だが、最後の一文が読み取れない。

・事務局

待避壕には火を受けた跡がないことから、待避壕が完成した後に、人為的に焼けた土が運ばれたと思われるという意味である。

・委員

これは防空壕が地下に作られたということか。時期は第二次世界大戦の頃か。

・事務局

おっしゃるとおりである。

・委員

焼けた土を入れたのはなぜか。湿気対策か。

・事務局

このあたりは水気がなく、理由は不明である。

・委員

黒色というのは土自体の色であって、炭化物や炭のようなものを大量に含んでいるわけではないということか。

・事務局

おっしゃるとおり土自体が黒く変色している。また、土が発泡しており高温で焼かれたと考えられる。

・委員

今回の報告は、書き加えていく第一段階ということだと思う。

(2) 区内文化財の取り扱いについて（進捗報告）

・事務局

資料2「区内文化財の取り扱いの考え方について」に基づき、説明。

・委員

この報告をする意図は何か。

・事務局

文化財についての問合せが多く寄せられているが、その説明の際に、登録・指定されているものだけが文化財と思われている節があった。また、区が文化財に関して何を行っているかの周知ができていないことも感じていたため、基本的なことから文化財を捉え直し、資料を作成した。

・委員

資料の「3 今後の方針」(3)①だが、3Dスキャンによる3次元データの保存というような記載があるが、どのような方法を考えているのか。

・事務局

業者に委託しての3次元データの保存を考えている。

・委員

指導している学生が一眼レフカメラとソフトを使用して、簡便に解像度の高い3次元データを取っている。緊急性が高いものについては、不意に記録しなくてはならないこともある。緊急事態に備えて区の専門職員でも行えるように準備を整えておく必要がある。

・事務局

区職員でも実施できるよう、機材を準備しておくことが重要となってくる。

・委員

文化財保護において重要なことは現地で現物を確実に残すことである。しかし、文化財である以上劣化が懸念されるため、現地・現物の保存を大前提としたうえで、3次元データを残すことは重要である。

3次元データは形の復元であって、材質、質感などを残すものではないが、次善の策として準備は進めるべき。

・委員

今後の方針はいいが、いつまでに整理するかなどの目途、目安が必要で、タイムテーブルをつくるべきである。あるいは文化財に関しても、把握している中で、保存するためにどうすることが必要か、記録・保存をする対象はどのようなものがあるかを精査して、計画的に予算の計上も行うべき。

建造物などは急に壊されてしまうことがあり、時間とお金がなく、調査などの対応ができない場合がある。そういったことにも対応できるように、恒常的なものだけでなく、突発的なことに対しても対応ができるシステムの具体化と今後の計画を合わせて行ってほしい。

・委員

資料には、どれも正論でいいことが書いてあるが、これをどうするかが大事だ。文化財の登録・指定の有無を問わないという考え方は大事だが、区民の方に実感をもって理解してもらうための具体的な周知も必要である。

歴史民俗資料館のチラシは大変素晴らしい。そういった広報物に文化財に関することを掲載するなど、文化財の考え方を具体的に周知していく方法を考えてほしい。

・委員

具体性を意識して進めてほしい。冒頭に書かれるように、狭義、広義の文化財を一元的に扱うのは難しい。今まで指定・登録されたものを記録保存することと、新たな文化財の情報を得るということは分けて考えなければならない。それらをまとめて考えると具体性に欠けることになる。

・委員

私が初めに質問した意図は、この資料をつくった動機は何かということだった。刊行物の発行が途絶えていて、それを増やすという動機だったのか、そのあたりがわからない。

・事務局

刊行物のデータ入力を進めており、現存するかの有無確認も始めた。実際、石仏について現地調査を始めている。

・委員

区で行うという決意表明として受け取っている。成果を残してほしい。

(3) 山崎家書院・茶室について

・事務局

資料3「山崎家書院・茶室の今後の取り扱い」に基づき、説明。

・委員

この建造物と庭園に関しては価値があるので、まだ登録・指定をしていなかったのかという意味ではまずい事例ではある。ぜひ積極的に展開してもらいたい。40年前の調査のデータだけではなくもう一度きちんと調査した方がいい。どこが創建時と改築の部分なのか。屋根が変わっているのであれば小屋組みも変わっている可能性がある。丁寧に報告書を作られた方がいい。併せて庭園も範囲にいれてはどうか。建築年代は異なるが、現存している洋館についても、きちんと調査を行い、位置づけを明確にした方がいい。報告事項2でも話があったとおり、今ある文化財を再確認し位置づけることは大変有意義であり、ぜひ進めてほしい。

・委員

建物は原位置からは動いていないのか。

・事務局

改修時に揚屋して高さは変わったが、位置は変わっていない。

・委員

今後保護を図っていくうえで、建造物としての保護を考えているのか、あるいは底地と庭園部分も含めて一体化した保護なのか。原位置であることと庭園を守ることを考えれば、底地と庭園部分を含めた方がいい。だとすれば、今回の書きぶりは歴史的事象に偏っていて、建築的な評価・観点が入っていない。今後行う建築の調査・研究によって、その方向性に進んでも良いが、底地と庭園も含めるのであれば、史跡的な内容で進めても良いのではないかな。

国指定文化財の建造物の例を見ると、棟札や襖絵も一体で守ることは可能である。

・事務局

山崎家からの寄贈資料は膨大であり、どの範囲が書院・茶室に基づくのか、判断が難しい。

・委員

小出しにしていくよりは、今回挙げた資料と底地、庭園を含めて大きく捉えて進めると良い。建造物だけで進めるのか、底地、庭園を含めて進めるのかの吟味が重要になってくる。

・委員

当時の建物だけでは成立せず、庭と一体で成立するもの。庭園も調査対象として見た

方が良い。

・事務局

委員がおっしゃるのは、すべて一体として調査すべきということなのか。

・委員

襖絵などが建物と関連するかの検討を一緒に進めることもできると思う。

・委員

庭園あつての茶室・書院という話や江戸道との関係性からこの建物が重要である話もあった。底地に残っているのであれば、全体を対象とすることで、文化財の価値を高めることになる。

・委員

山崎家の果たした歴史的意味が大事なことである。母屋を含めた全体の敷地の平面図の中で、茶室や庭園、残っているものの位置を示してほしい。

・委員

全体像の中で茶室や庭園を位置づけてほしい。庭園は中野区のすばらしい文化財である。お茶会などの利活用も期待できる。

・委員

庭園の範囲は変わっていないのか。

・事務局

道を拡幅した分、少し小さくなっているが、地割自体は変わっていない。

・委員

工芸品がいつ頃の物なのか。庭園は資料館の敷地内ということもあり、資料館の使用物が置かれている。今後どのように扱っていくのか。

・事務局

山崎庭園には整地碑が移設された。昔あったものと後から来たものの整理が必要である。

・委員

指定するときにはそのあたりの区分けも必要である。

・委員

庭園にある、しいのきは文化財か。

・事務局

区記念物として指定されている。

・委員

しいのき自体が指定されていて、その隣接した場所に茶室、庭園が残されていることを考えると、中野区の歴史を語るうえで象徴的な場所である。しいのきが関係しているのであれば、なおさら重要である。

ひとつのものだけでなく、一体として守っていくのは先駆的な事例となり良い影響を与えることになる。

・事務局

調査をした後での登録・指定なのか、登録・指定を先行させるのがいいのか。

・ 委員

何を目指すかが分かっていなければ、何を調べるかわからない。当面こういったことを目指す腹案を作ったうえで、実際調査をし、どういう組み合わせで登録・指定するのかを考える方が妥当である。目指すところを考えてから始める方が、無駄がなくなる。

・ 委員

そもそもの疑問だが、土地を譲り受けてからだいぶ経つのに、なぜ今まで登録・指定をしなかったのか。

・ 事務局

区が管理する土地にあり、直ちに登録・指定しなくても保存されるという考え方があったため、区有地外にあるものの登録・指定を優先したと聞いている。

・ 委員

山崎家文書や美術品含めて全貌を目録化しているのか。そちらも登録・指定の対象として一体化できないか。ただ、大作業となってしまうが。

歴史民俗資料館の館蔵品展示でたびたび取り上げられるが、山崎家の資料について全体像を把握しているのか。

・ 委員

範囲を広げると時間とお金もかかる。方法としては先に登録・指定するという戦略もある。単に建物だけではなく敷地や文書など様々含めると、中野区の歴史を語れる総合的な資料になると感じているため、最終的には全体をまとめていただきたい。

予算の問題があって、皆の理解を得られるためには、先行して登録・指定するということも合わせて判断した方がいい。

・ 事務局

課題を整理して、どう進めていくのが効果的かを検討していきたい。

・ 委員

まさに戦略である。その点を鑑み進めていかれたい。

・ 事務局

本日はさまざま議論いただき、感謝する。次回は11月中旬か12月中下旬を考えている。今後、調整したい。

以上

令和6年度 第1回中野区文化財保護審議会 次第

1 日 時

令和6年8月22日(木) 午後2時から午後4時(終了時間は予定)

2 会 場

中野区役所1階 ミーティングルームA

3 内 容

(1) 報告事項

- ・旧中野刑務所正門周囲の遺構について
- ・区内文化財の取り扱いについて(進捗報告)
- ・山崎家書院・茶室について

【配付資料】

- ・資料1 旧中野刑務所正門移築・修築工事に伴い検出された遺構について
- ・資料2 区内文化財の取り扱いの考え方について
- ・資料3 山崎家書院・茶室の今後の取り扱いについて

旧中野刑務所正門移築・修築工事に伴い検出された遺構について

1 経緯

旧中野刑務所正門（文化財名：旧豊多摩監獄表門。以下、「門」）が存する中野区新井三丁目37番（旧法務省矯正研修所跡地）は中野区埋蔵文化財包蔵地No.53

（平和の森公園北遺跡）の範囲内にあるため、令和6年2月末まで門周囲は本格調査を実施した。本報告は令和6年5月から6月に門内部及び曳家経路で行った確認調査と立会調査に関するものである。門は曳家前工事に伴い内部も深く掘削して基礎を露出させる必要があるため、事前の確認調査を行った。曳家経路は現状地盤面から約2.5m程度掘削したことに伴い、不時発見の遺構が検出されたため立会調査を行った。

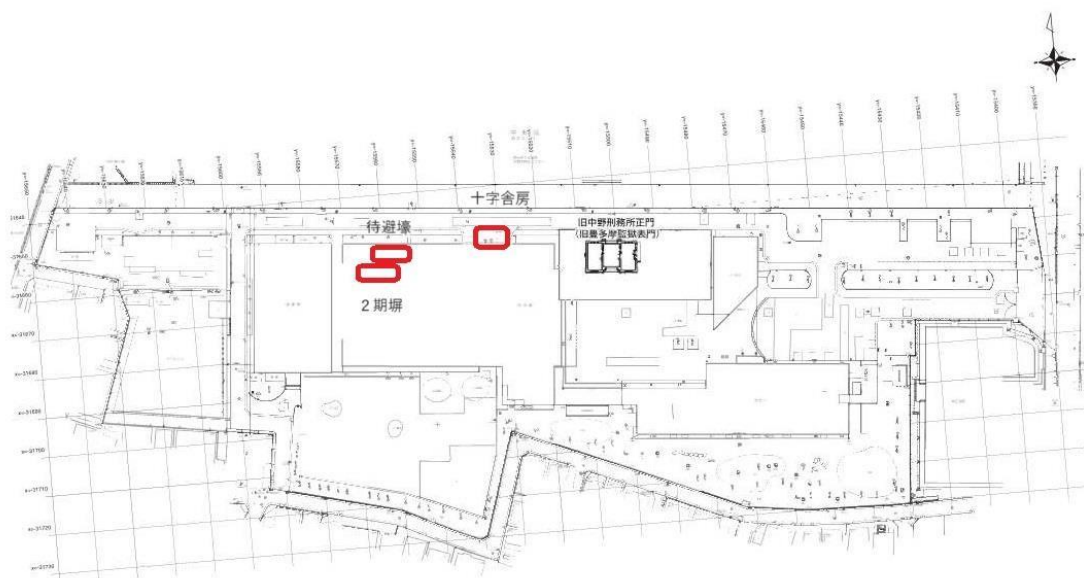


図1 検出遺構位置図

2 検出した遺構

(1) 門内部

内部の間取りは中央の通路と左右の部屋に分かれている。土層堆積はいずれも上層から厚さ約10cmの土間のモルタル、下層に約20cmの客土が堆積していた。全体的に土坑や柱穴が検出され、柱穴は隅丸形状の平面形を呈し、いくつかの柱穴は対応関係があることが判った。客土や遺構からは煉瓦片が出土したため、これらの遺構は近代以降の構築であることが判明した。



写真1 表門内部遺構完掘状況

(2) 十字舎房の南東角部分

曳家経路上からは、煉瓦構造物が検出された。上層の煉瓦は根積みされ、使用されている煉瓦には「上敷免」の刻印が観察できた。下層は粒径が約10～20mmの碎石を粗骨材として固められたラップルコンクリートである。門と構造が類似していることや検出した位置などから大正時代初年に完成した十字舎房の南東角部分と考えられる。検出した十字舎房は攪乱を受けていて不明な部分もあるが南端部が特定できたことは重要である。



写真2 十字舎房検出状況



写真3 十字舎房基礎断面

(3) 2期コンクリート塀の一部

曳家経路上からは、コンクリート構造物も検出された。凸形に成形され、コンクリート内部からは径が異なる丸形鉄筋が多数露出している。壁面は板材の跡が見られ施工当時の状態が分かる。下部には砕いた煉瓦を敷詰めた地業を行っている。本格調査との成果を勘案すると関東大震災後に構築された2期コンクリート塀と類似しているため、表門から続く西側の延長部分と考えられる。



写真4 2期コンクリート塹検出状況



写真5 2期コンクリート塹基礎断面

(4) 待避壕

また、曳家経路上では地下室（待避壕）も確認された。関東ローム層を掘り込んで構築されており、東西両方に階段が設けられていた。壁面側には大小の柱穴が27基確認され、概ね隅丸方形状を呈している。掘削時の観察から壁面側に木製の板と柱を用いて土留めとしていたと考えられる。曳家経路の掘削工事等により上面は削られたものと思われ、実際の掘り込み面は高かった可能性がある。また底面近くで炭化した壁土が水平堆積していることが断面観察から明らかになった。土色は黒色で還元炎焼成されたと考えられ、かなりの高温で被熱していた。しかし遺構壁面と底面は全く火を受けた痕跡がないため人為的に運ばれ敷かれた可能性が高い。



写真6 待避壕完掘状況



写真7 待避壕土層断面

区内文化財の取り扱いの考え方について

一般に文化財は、狭義には、文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例で定義づけられ、登録・指定されたものを指すが、広義には、登録・指定の有無に関わらず、人々の生活の中で生み出され、育まれてきた歴史的・文化的価値を有するもの全般を指す。

区内に存する広義の意味での文化財について、これらを適切に保存・活用し、後世に伝えていくため、以下のとおり現状、課題、今後の取り扱いについて整理する。

1 現状

(1) 区内文化財の把握

- ・区内の文化財の一部については、区で過去に行った調査により把握し、調査成果を以下のとおり刊行物としてまとめている。
- ・区民等からの寄贈や問い合わせ、情報提供により把握したものもある（今年度、歴史民俗資料館に寄贈を受けた第二次大戦期の防火水槽など）。

【区で行った調査の成果をまとめた刊行物】

- ・『東京都中野区内の石仏』昭和43年3月初版発行
- ・『ふるさと中野の民俗と行事』昭和52年3月初版発行
- ・『まつりと講』昭和54年3月初版発行
- ・『なかのの碑文』昭和55年3月初版発行
- ・『中野区板碑資料集』平成5年3月初版発行
- ・『中野区の仏教美術』平成8年3月初版発行
- ・『中野区の石造物（神社）』平成9年3月初版発行
- ・『中野を語る建物たち』平成23年3月初版発行

(2) 区登録・指定文化財

- ・中野区文化財保護条例（以下、「区条例」という。）に基づき、文化財のうち、特に保存する必要のあるもの、特に重要なものを、所有者の同意を得たうえで登録・指定文化財としている。
- ・区内には以下のとおり121件の区登録・指定文化財がある。

①区登録文化財		②区指定文化財	
有形文化財（石造物等）	66件	有形文化財（建造物）	4件
無形民俗文化財	1件	有形文化財（美術工芸品）	45件
計	67件	有形民俗文化財	4件
		記念物	1件
		計	54件

→調査等により選定し、教育委員会の諮問、文化財保護審議会からの答申、教育委員会での議決を経て、登録・指定文化財となる。

- ・平成12年以前は、複数件を一括して登録・指定することが多かった。
- ・近年では、区所有の文化財についても、登録・指定を行っている。

【これまでに行われた文化財の一括登録・指定】

・登録有形文化財（地蔵・六地蔵・庚申塔・板碑・墓石・石碑）	計60件（平成6年7月）
・指定有形文化財（仏像等）	計11件（平成7年9月）
・指定有形文化財（神社石造物）	計12件（平成9年11月）
・指定有形文化財（考古資料等）	計14件（平成11年2月）

※区条例では、文化財の現状変更や、管理等に関する措置要求、保存や活用に関する助言・指導、保存や修理に要する経費に関する補助金の交付が規定される。
→文化財の所有者に支援を行うほか、区所有の文化財の修復等を行っている。

（2）都指定文化財や国登録・指定文化財

※東京都文化財保護条例や文化財保護法に基づく

- ・区内には3件の都指定文化財、5件の国登録文化財、1件の国名勝のほか、個人等所有の重要文化財、無形文化財保持者が存在する。
- ・区内の文化財のうち特に重要なものが指定される。
- ・国登録有形文化財（建造物）は、調査成果等に基づき所有者に登録の打診を行ったものや、所有者からの相談を受けて申請を行ったものがある。

→区は、所有者と東京都、文化庁との仲介役として、連絡・調整や、届出・申請手続きの補助等を行っている。

2 課題

（1）滅失・散逸の危機

①市街地の発展、生活様式の変化、少子高齢化の進行

→文化財を適切に保存・管理・活用していくことが難しくなり、滅失・散逸してしまう事例が見られる。

②文化財としての価値が適切に周知されていない

→保存の手段が検討されることなく、散逸・滅失してしまう。

（2）現状の把握に関する課題

①これまでに行った調査のフォローアップが行われていない。

→存否や劣化状況など、文化財の現状が把握しきれていない。

→調査当時は対象外となっていた、確認されていなかったものが少なからず存在する。

②近年になって調査の必要性が高まってきたものが存在する。

→同種のものが区内にどれだけの数が存在するか、どのようなものが特徴的なのか把握できていない。

（3）活用に関する課題

- ・公開や周知等の十分な活用が行われていない文化財が存在する。

3 今後の方針

(1) 現在保持している情報の精査と新たな情報の収集

①区が保持している情報を電子データに変換・統一する。

→区内の文化財について、横断的に把握できる。

②情報をアップデートする。

→区学芸員やその他専門家によるフォローアップ調査を実施する。

⇒情報を収集する中で、これまでに把握できていなかった文化財の存在が顕在化していくことが期待される。

③区民等から区内の文化財に関する情報を募ることができる仕組みを構築する。

(2) 活用を見据えた方策の実施・提案

◎文化財を後世に伝えていくには、保存とともに価値の周知が重要となる。

⇒その後の活用を見据えて、修復や記録作成等、最善・最適の方策を執る必要がある。

①現存する文化財のより一層の活用や、様々な理由から後世に残すことが難しい文化財の記録保存のため、3Dスキャンや多角的な記録映像の作成など、先端技術の活用も視野に入れる。

→得られた成果を区ホームページ等で公開することにより、若年層など幅広い人々に文化財の魅力を伝えるきっかけとなる。

②所有者への支援を進めていく。

→文化財の状態や所有者の希望を鑑み、行うことができる方策を適切に提案するほか、関係機関等との橋渡しを行い、保存・活用を促す。

⇒区内文化財の活用を積極的に行うことで、区民等の文化財保護の意識の醸成を図り、区や所有者のみならず地域社会が一体となって文化財の保存と活用を行っていく。

山崎家書院・茶室の今後の取扱いについて

山崎家書院・茶室については、貴重な文化財であると認識しており、中野区の文化財としての登録または指定を行いたいと考えている。

しかし、建物自体の学術調査は40年前に行われたのみのため、現状が変更されている部分があり、更新された図面類は存在しないという課題がある。

現状把握している情報を下記のとおり整理したので報告する。

記

名 称	山崎家書院・茶室
員 数	1 棟
所 在 地	東京都中野区江古田四丁目3番10号（住居表示） 山崎記念中野区立歴史民俗資料館敷地内
構造・形式	寄棟造（木造平屋）
規 模	65.80㎡
所 有 者	中野区
所有者住所	東京都中野区中野四丁目11番19号
建築年代	天保12年（1841）

来 歴

山崎家書院・茶室（以下書院茶室）は、現在の山崎記念中野区立歴史民俗資料館の敷地内に所在し、代々江古田村丸山組名主であった山崎家の母屋の離れとして使用された建物である（写真1・図1）。山崎家初代の山崎喜兵衛は寛延13年（1750）に本家から分家して、質業や醤油醸造業を営んだとされ、江戸後期の紀行文の「遊歴雑記」や「嘉陵紀行」にもその名が見られ、有力な商家となっていたことが分かる。書院茶室が建築された天保12年（1841）の当主は四代目山崎喜兵衛の時であり、家業に成功し財を成していた時期にあたる。明治以降も山崎家は当地に居住し離れも使用していたが、昭和5

9年（1984）に八代目当主の山崎喜作氏から中野区へ土地と建物、什器や調度品類を一括して寄贈を受けたものである。

建物の概要

書院茶室は歴史民俗資料館の敷地内において管理され、建築当時の位置のまま保存されている。当初の書院茶室は東側の母屋と渡り廊下で接続されていたが、後に母屋を取り壊したため独立した建物となっている（図2）。南側には庭園が広がる配置となっており、手水鉢や石燈籠が置かれ、来客を持て成す為の空間構成であることが分かる。北側には土蔵も残されているが関東大震災後の移築である。天井裏からは棟札が見つかり、表には「家内安全子孫長久五穀成就 天保十二歳辛丑孟隻吉日」と墨書で書かれていた（写真2）。このことから書院茶室は天保12年（1841）に建築されたことが明らかになっている。また裏には「棟梁越後國参都郡雲出崎出生 當時江戸神田豊嶋町三丁目住居大工 富蔵四十五歳 同所政蔵三十四歳 同所勝蔵二十七歳」と請け負った大工の名が記されており、神田豊嶋町に居住する越後出身の大工らが建築に関わっていたことが分かる。

書院茶室の調査は昭和59年（1984）に行われ、調査報告書が作成されている。これによると梁行は書院3.65m、茶室4.56m、桁行は7.98m、棟高は5.17mの規模である（図3・4・5）。外観においては、平成17年（2005）に行われた保存改修工事により屋根と外壁の東側と北側が鉄板張にされているが、当初の外壁は全面が板張、屋根は茅葺であったとされている。またこの時に基礎を補強するために建物全体を0.25m揚屋している。

書院茶室の間取りは東から六畳間、八畳間、六畳茶室の三室から構成される江戸間である。六畳間と八畳間の南側は縁側が取り付けられ、それぞれ通らずに入室することができる。六畳間は八畳間の次の間のようにできている。北側には押入があり、東側の廊下は、最初は六畳間の床の間であったが、洋館建設時に床柱を新しくして増築したとされる。八畳間は目立った修築は行われていないが、当時八畳間で使用されていた襖絵は取り外され、歴史民俗資料館の収蔵庫に保管されている（写真3）。次に六畳茶室の北側の天井部は落天井となっており、炉が切られていてもいい状態であるが、床下構造が全面的に改修され、炉の痕跡が不明である。このため風炉を用いて茶を点てていたと考えられる。

以上、書院茶室は床下や屋根材の変更など改修が加えられているものの、建物の特徴である木造の寄棟造の外観や離れの南側に庭園を配置した平面形態は建築当時の様子を良く留めている。

関連する歴史的要素

建物や庭園も含めた景観だけでなく、この他にも襖絵や書院茶室で使用されていた什器や調度品も一括して歴史民俗資料館に寄贈されている（写真4・5・6・7）。山崎家の敷地南側は江戸道（現在の新青梅街道）が通っており、当時から人や物資の往来が盛んであったことが想像され、実際に書院茶室には幕府の役人が逗留している。この他にも文化人である大田南畝や狩野派絵師と考えられている雪洞が現存する江古田氷川神社神楽殿（中野区指定有形文化財）天井絵を作成するため逗留するなど江戸との文化交流の基点としての役割をもっていた。このように書院茶室は山崎家が日常生活で使用する空間ではなく、来客を持て成す為の迎賓館的な役割を持っていた。書院茶室は江戸近郊農村における名主の文化レベルが分かる貴重な文化財であり、歴史的価値を有していると評価できる。

指定すべき事由

中野区内に所在する江戸時代に建築された建物は数少ない。この中でも書院茶室は建物のみではなく、庭園と当時使用されていた什器や調度品が一括して保存されており、醤油醸造業で財を成した山崎家の姿が伺え学術的にも貴重である。また江戸近郊農村の名主家と対外的な交流という地域の歴史を語る上でも重要な場であると評価できる。このため書院茶室は指定有形文化財として後世に残し伝えていく必要があると判断される。

指定すべき種別 〔中野区文化財登録・指定基準〕

第一 中野区指定有形文化財

（一）建造物

建造物（社寺・城郭・住宅・公共施設等）、その他の工作物（鳥居・橋梁・石塔等）、建築物の部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法なるもののうち次の1から3までのいずれかに該当するもの

- 1 この地方の歴史上、又は地域的特色において貴重なもの
- 2 意匠的又は技術的に優秀なもの
- 3 歴史的又は学術的に価値の高いもの

以上に該当するものである。

参考文献（発行年代順）

宮崎勝弘 1984『山崎喜作家「離れ」調査報告書』中野区教育委員会

宮崎勝弘 1989「山崎家 茶室・書院について」『山崎家資料図録』中野区教育

委員会

中野区文化財調査員 1992『中野を読む』Ⅰ 中野区教育委員会

伝統技法研究会 2011『中野を語る建物たちー中野区大正期・昭和前期建造物調査報告書ー』中野区教育委員会

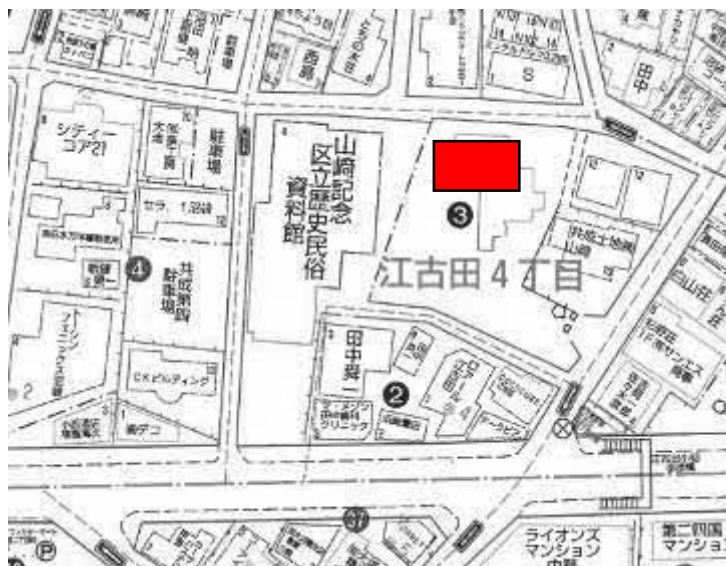


図1 位置図

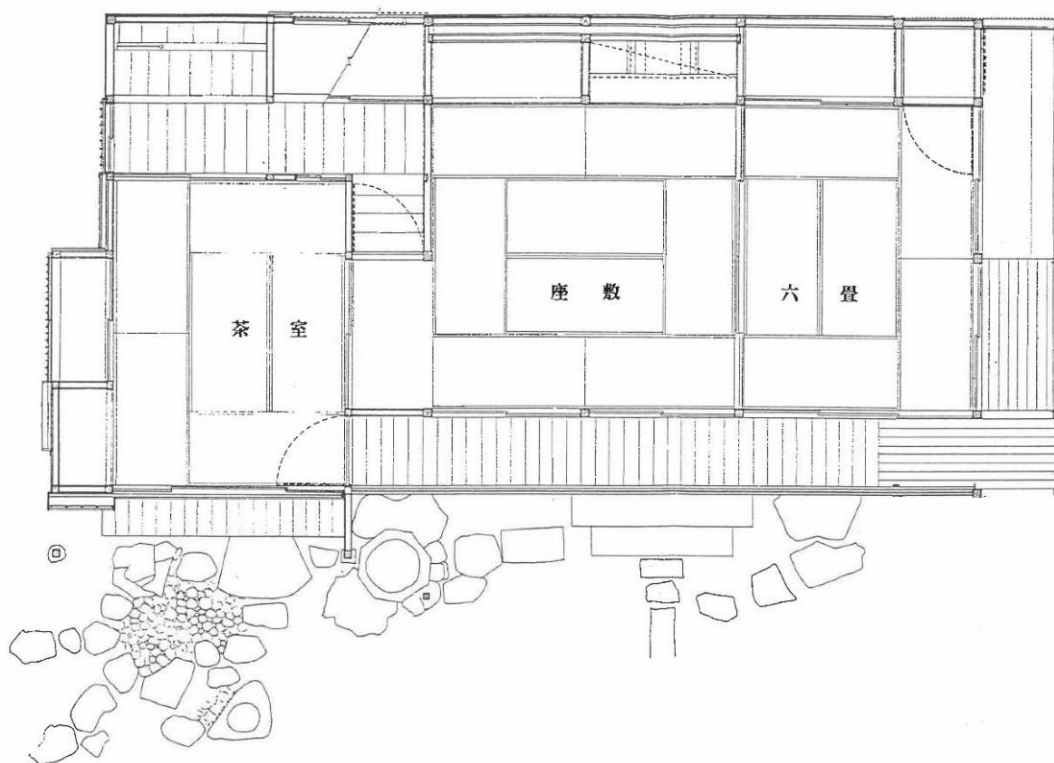


図2 間取り図

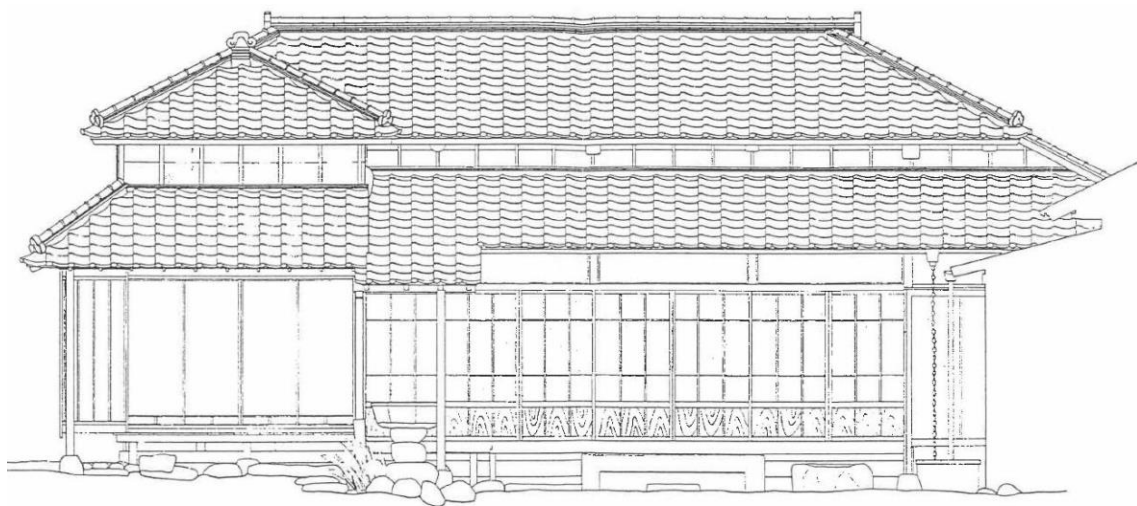


图3 南立面图



图4 西立面图

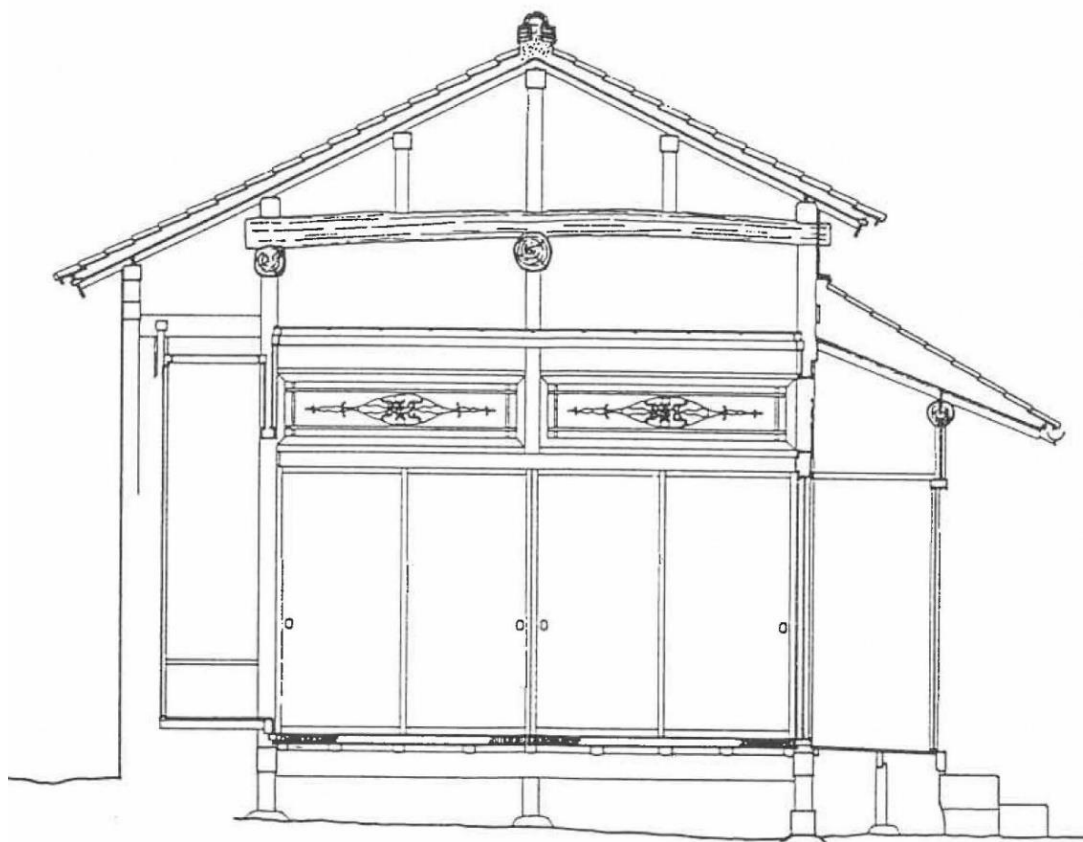


図5 西断面図



写真1 現況書院・茶室



写真2 天保十二年銘棟札



写真3 唐子板襖絵(雪洞作)



写真4 茶筴と黒釉碗



写真5 備前水指



写真6 茶釜と風炉



写真7 風炉先屏風